

体 系 区 分	規 程
制定年月日	2024 年 4 月 1 日

業務規程

一般社団法人電力需給調整力取引所

制定・改正履歴

[illegible]

目 次

第1条	目的	1
第2条	市場開設業務を行う時間等	1
第3条	市場開設運營業務	1
第4条	取引資格およびその審査方法	1
第5条	売買取引の方法	1
第6条	売買取引の決済	2
第7条	売買手数料	2
第8条	市場の監視に関する事項	2
第9条	取引会員および一般送配電事業者に対する処分	2
第10条	取引会員および一般送配電事業者からの意見聴取	3
第11条	市場の流動性向上に資する調査および研究等	3
第12条	情報公表	3
第13条	揭示事項	3
付則		4

(目的)

第1条 本規程は、電力需給調整力取引所（以下、「本取引所」という）による需給調整市場（以下、「市場」という）の開設および運營業務について定める。

(市場開設業務を行う時間等)

第2条 本取引所は、原則として休業日を設けず、1年間の各日を営業日とする。

2 本取引所は、必要があると認める場合は、臨時の休業日を定めることができる。

3 本取引所が入札を除く各種申込および市場運営に関する問い合わせ等を受け付ける時間は、平日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日を除く日）の9時から17時までとする。

(市場開設運營業務)

第3条 本取引所は、市場開設のために必要な準備を行い、開設後の市場運営を行う。

2 第1項に係る業務は以下の各号のとおりとする。

(1) 市場の運営の仕組みの検討

(2) 市場に関する外部関連機関との調整

(3) 市場に関するシステム開発・運用・保守

(4) 市場の取引規程等の整備

(5) 市場に関する事業者対応

(6) 市場に関する情報公開

(7) 市場における売買手数料の設定、徴収

(8) その他、本規程に基づき本取引所が行う業務のほか市場の開設および運営のために必要な一切の業務

(取引資格およびその審査方法)

第4条 本取引所での取引は、取引会員、または一般送配電事業者（沖縄電力株式会社を除く。以下同様。）でなければ行うことができない。

2 取引会員たる資格は、取引規程（需給調整市場）に定めることとする。

3 本取引所は、取引会員として加入を希望する者から加入に関する申し出があった場合、すみやかに申し出の内容を確認のうえ、加入の審査を行う。加入を拒絶する場合は、本取引所はその理由を当該加入希望者に通知する。

4 前項で加入を拒絶されたものは、当該拒絶事由を解消のうえ、別途加入の申込を行うことができ、本取引所は、かかる申込を受けた場合、再審査を行う。

(売買取引の方法)

第5条 市場におけるすべての取引は、取引規程（需給調整市場）に定めるところにより、本取引所が用意する需給調整市場システム（以下、「MMS」という）を通じて行うものとする。なお、MMSを利用するために必要となる機材等については、取引会員および一般送配電事業者の責任と負担において用

意するものとする。

- 2 本取引所の約定処理は、締切後一括して売買の合わせを行うマルチプライスオークション方式かつ、約定の前後を問わず他の会員の入札をみることができないブラインド方式を採用する。売買の合わせの処理においては、連系線の送電可能量を制約条件とした市場分断処理を行う。

（売買取引の決済）

第6条 本取引所の決済は、取引規程（需給調整市場）に定めるところにより、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者の間で行う。

- 2 本取引所の決済は、取引会員または属地エリアの一般送配電事業者が指定した金融機関を通じて現金で行う。

（売買手数料）

第7条 本取引所は、第3条第2項の業務に要する費用に充てるため、取引規程（需給調整市場）の定めに基づいて、売買取引に伴う手数料を売買当事者から徴収する。

- 2 売買手数料は、 ΔkW の約定量に応じた従量制とし、取引の状況、第3条第2項の業務に要する費用の見通し等を勘案のうえ、一般社団法人電力需給調整力取引所理事会（以下、「理事会」という）において実需給日が属する年度ごとに定めることとし、対象年度を含む入札日前日までに翌年度の手数料を公開する。

（市場の監視に関する事項）

第8条 本取引所は、電力・ガス取引監視等委員会による市場監視への協力ならびに不正取引防止に資する取引会員へのルールの周知・教育等を行う。

- 2 本取引所は、市況の分析等において、取引規程（需給調整市場）、経済産業省および公正取引委員会が定める「適正な電力取引についての指針」等に照らし、不適切と認められる取引等および不正な価格形成が疑われる場合に、経済産業省資源エネルギー庁および電力・ガス取引監視等委員会等に報告する。
- 3 本取引所は、本条の目的に照らして必要な調査を行う。その場合において、必要に応じて、取引会員および一般送配電事業者に調査の協力を依頼する。

（取引会員および一般送配電事業者に対する処分）

第9条 本取引所は、関係法令、本取引所の規程等に違反する取引会員および一般送配電事業者に対し、処分を行うことができる。

- 2 本取引所は、前項に基づき処分を行う場合、当該会員に対し、弁明する機会を与えるものとする。また、本取引所は、当該会員に対し、処分の対象となる事由等について十分な説明を行うことに努めるものとする。
- 3 処分は、事由の重大性に鑑み、注意、勧告、取引の制限または停止、除名の順に適用する。
- 4 本取引所は、第1項に基づく処分を行った場合、当該処分の内容を必要と認める範囲で本取引所が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。

(取引会員および一般送配電事業者からの意見聴取)

第10条 本取引所は、取引会員および一般送配電事業者からの意見を聴取する窓口を設ける。

- 2 前項の意見については、必要に応じて、当該意見にかかる本取引所の見解を付し、公表するものとする。

(市場の流動性向上に資する調査および研究等)

第11条 本取引所は、市場の流動性向上等に資するため、本取引所が開設する市場の価格、取引量等に影響を与える各種要因、取引会員の市場利用状況、MMS等に関する技術的知見などに関する企画、調査および研究等を行う。なお、本取引所は、調査および研究等の目的で、取引会員および一般送配電事業者に対し、意見照会等への協力を要請することがある。

(情報公表)

第12条 本取引所は約定処理を行った当日の17時頃を目途に、ΔkWの取引に係る実績（取引数量や価格等）を公表する。

(揭示事項)

第13条 本取引所は、必要と認める事項を本取引所が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。

- 2 本取引所は取引会員その他本取引所が必要と認める者に対し、当該ウェブサイト内の取引会員用ウェブページのログインIDおよびパスワード（以下、「ログイン情報」という）を発行する。
- 3 本取引所は、取引会員に対し、前項のログイン情報を発行するにあたり、当該取引会員がログイン情報を適切に管理し、取引会員用ウェブページの掲載内容を第三者に開示しない旨の同意を当該取引会員から得るものとする。

付 則

本規程は、2024年4月1日から施行する。

以 上